

○新潟県柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査規程

平成19年3月30日公営企業管理規程第25号
最終改正 令和4年10月21日公企管規程第5号

新潟県柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、柏崎市上下水道局が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議(以下「競争入札等」という。)に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

(建設工事入札参加資格審査等)

第2条 柏崎市上下水道局が行う競争入札等の参加資格、資格審査の申請の方法、時期、資格審査、工事の発注標準その他必要な事項については、この規程に特別の定めがあるものを除き、新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査規程(平成7年3月柏崎市告示第21号。以下「市の規程」という。)の例による。

2 市の規程第3条の規定により市長に提出された建設工事入札参加資格審査申請書は、管理者にも提出があったものとみなす。

(資格審査申請)

第3条 水道本支管布設工事の入札参加資格審査を受けようとする者は、市の規程に定めるもののほか、別記様式による書類を管理者に提出しなければならない。

(資格審査)

第4条 管理者は、水道本支管布設工事について資格審査を行い、A、B又はCの3等級に格付けするものとする。

(工事の発注標準)

第5条 水道本支管布設工事について格付けした等級に対応する発注の標準となる工事の等級は、次のとおりとする。

| | |
|---|------------------|
| A | 2,000万円以上 |
| B | 500万円以上2,000万円未満 |
| C | 130万円超500万円未満 |

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、管理者が別に定める。